

産業構造審議会通商・貿易分科会安全保障貿易管理小委員会（第3回）

議事録

平成29年1月19日8:00～9:30  
別館944共用会議室（別館9F）

○白石小委員長　もう皆さんおそろいのごさいますので、安全保障貿易管理小委員会第3回目の会合を開催したいと思ひます。朝早くからどうもありがとうございます。

まず最初に、きょうの出席状況と資料について、事務局からお願いいたします。

○奥家課長　まず初めに、本日の出席状況でございます。釜委員、村山委員、森本委員、山崎委員の4名がご欠席ということにございます。13名の委員のご出席をいただいておりますので、開催定足数を満たしているということです。

中谷委員におかれましては、8時45分ごろご退席されるということです。また、参加させていただいております寺澤局長が8時30分ごろ、戸高課長が9時10分ごろに、申しわけございせんが失礼させていただきます。

次に、資料についてでございます。本日、参考資料まで含めて7種類の資料がございすけれども、こちらまたiPadを使用したペーパーレスにて開催させていただきます。問題がございましたら挙手いただければ、事務局のスタッフがサポートさせていただきます。よろしいでしょうか。

○白石小委員長　ありがとうございます。それでは、議事に入りたいと思ひます。

まず最初に、1. と2. は相互に関係しておりますので、安全保障貿易管理の現状と課題と中間報告（案）、両方あわせて事務局からお願いしたいと思ひます。

○奥家課長　それでは、資料をご説明させていただきます。まず、資料3「安全保障貿易管理の現状と課題～制度普及に向けた取り組み～」ということにございます。前回、三島委員より紙の形でご意見をいただきました。また、こちらの場でも中小企業等へのアウトリーチの活動を強化するべきだというご指摘をいただいておりますので、どのような形でアプローチをかけているのか、今後どうしていくことを考えているのかを簡単にご紹介させていただきたいと思ひます。

2ページ目にお移りください。企業・大学等向け主要施策案ということにございすけれども、これまでも企業、大学等には説明会という形でアプローチをかけてきたところでございますが、今後につきまして、さらにQ&Aのようなものを改訂するとか、さらに

アドバイザーを派遣するとかといったことを考えているということでございます。

1. 説明会等の実施でございますけれども、平成28年度でも年間100件程度、これは産業界向け、大学、個別に訪問しているものも含めた形で、全国いろいろなところに説明に上がらせていただいております。また、平成25年度より毎年、大学関係者によるシンポジウム、輸出管理Day for ACADEMIAということで、まさに大学の輸出管理を議論する。これを後援しております、実は海外においても、日本の取り組みは非常にいいという高い評価をいただいている取り組みです。こういったことをさらに強化していきたいと考えております。

続きまして、2. 今後の取り組みの方向ということでございます。現在も貨物や技術取引といった各分野ごとにQ&Aをつくっております。また、大学とか研究機関向けの安全保障貿易管理に係るガイダンスといった形でガイドラインとかQ&Aのようなものを用意しているわけでございますけれども、基礎科学公知というところをもっとわかりやすくとか、いろいろなご意見をいただきました。こちらのほう、ユーザーからみてわかりやすい形で改訂していきたいと考えております。

次のページにお進みください。3. でございます。実は来年度予算として、輸出管理体制を整えるために大学等にアドバイザーを派遣する事業を行うことができないかということで予算要求をしておりました。12月末をもちまして、政府原案の中にこちらを認めていただけたということございまして、輸出管理アドバイザーを派遣する事業を来年度から開始していきたいと考えております。

いろいろなご意見をいただいている中で、例えば大学の場合には、包括承認のようなもの、大学向けのものとかも考え得るのではないとか、いろいろ検討していたのですが、件数が余り多くないということで、実際に該非判定をどうするのかとか、どういうフローで輸出管理をやっていくのがいいのかとか、むしろ体制整備といったことのサポートをする体制のほうが効果があるのではないかというご意見をいただいていたこともございまして、アドバイザーを派遣するという形でお手伝いをさせていただきたいと思っております。

そのような形で中小企業、大学、研究機関といったところにおける輸出管理体制取り組み強化の支援ということをさせていただきたいと考えております。

続きまして、資料4にそのまま移らせていただきたいと思います。資料4は、安全保障貿易管理小委員会のこれまでの議論を踏まえた形の中間報告（案）ということでまとめ

せていただいたものでございます。全部で10ページほどになります。やや長いのですけれども、かいつまんだ形でポイントだけご説明させていただきたいと思います。

まず1ページ目、1. でございます。小委員会のこちらの議論でも、まさに大原則としてこういうことではないかということで、国際化のさらなる推進による魅力ある日本の実現、まずこれをしっかりと踏まえるということだと思っております。

日本再興戦略2016においても、世界で最も魅力ある国にするのだという旗を掲げているということで、イノベティブで多様性のある経済社会を実現するためには、外国人の方に来ていただく、違った視点からの投資をしていただくということは非常に重要。

確かに国際化、訪日外国人、留学生の方々、外国人の労働者の方々、投資は着実にふえているのでございますけれども、では十分かといえば、例えば留学生についていえば、他の先進国に比べれば、やはり日本のサイズ、経済規模、人口規模、まだちょっと見劣りするということでございます。

次のページにお移りいただきまして、また、直接投資についてもふえてはいるのでございますけれども、対内直接投資残高の対GDP比は、中国、韓国と比べても半分程度ということでございます。したがって、世界に対して魅力があるということを訴えていくためには国際化をさらに推進する、加速する。これは大方針ということでございます。

2. 世界の安全保障環境・経済構造の変化ということで、一方でということでございますけれども、国際化が日本だけで進んでいるわけではなくて世界で動いている中で、いろいろな構造変化の影響を受けている。これを踏まえないといけないということも確かです。

論点として4点掲げてございます。1点目は、民生技術の軍事分野における重要性の増大ということで、まさに民生分野の技術開発がイノベーションの源泉になってきている中で、軍事戦略自体にも影響を与えるようになってきている。このような中で、世界的にみても産業分野の裾野が広いというのが日本の産業の最大の特徴でございます。どの分野においてもすぐれた日本の民生技術が軍事転用されるリスクが伴ってしまっている。したがって、この技術を管理するというのは、安全保障政策の一環になっているということでございます。

続きまして、3ページでございます。2点目としては、世界経済における振興・途上国の台頭ということでございまして、GDPというベースでみれば、新興国、途上国の存在がいかに大きいか。特に2010年には中国がGDPで世界第2位になったということでございます。ここは一目瞭然でございますが、資金の動きの面においても存在感を急激に増

しているということでございます。

その資金の動き、投資という形で動いている中で、新興国、途上国の対外直接投資の場合には、政府が後ろ側で金融支援をやっているということもあって、今までのものとはやや性格が異なっているのではないかという中で、アメリカ、ドイツ、豪州といったところでは、その投資に対してやや懸念があるということで、中止命令をかけている事例も出てきている。構造の変化がみられるということなのです。

3点目です。アジアの安全保障環境の変化ということございまして、こちら私たちが、ふだんから北朝鮮の核実験、ミサイル発射ということを目にするわけでございますけれども、マクロでも2012年にアジアの軍事支出総額は欧州を超える状況です。そのような中で日本に対して、またほかのアジア各国も防衛装備協力協定という形で日本と連携したいと。当然のことながら、日本の技術がこういったところでも期待されている中で、では、それをどう使うのかということが安全保障そのものにはね返ってくることになっているということなのです。

4点目、非国家主体の脅威の増大ということございまして、テロ組織自体がマスタードガスを使ったという問題もある中で、技術が使いやすくなっていく。非常に大きい問題が既に発生してきているという構造の変化があるということなのです。

3. でございますが、こういった大方針、そして世界の構造の変化の中で、どのような形でバランスをとりながら国際化を進めていくのかということ、大原則を確認させていただいております。

次のページにお移りください。まさに小委員会で白石委員長にまとめていただいた原則でございます、4つの丸ということで、こちらで原則を確認させていただいております。

1点目、日本の国際化の推進は国としての大原則です。これは今後も加速していく。

2点目、この原則のもと、一方で先ほど機微技術の流出といった構造変化の中で、どういった形でこういった問題を抑止するか。いわばアクセルを吹かしながらブレーキをちゃんとかけられるようにする、このような体制を構築しないといけないということ。このブレーキの役割を担うことになる制度については、国際整合的なものであるべきであるということなのです。

3点目です。このブレーキの役割を担う制度というのは、できるだけ透明で、予見可能性を与えるものであるべきということ。これは、

4点目、このブレーキの役割を担う制度というのは、公平に機能しないといけません。

したがって、これを破ったケースに関しては、厳格に制裁を加えることができるようにするべきであり、どのような形で活動しているのか、違反行為を抑止するという意味でもモニタリングをきちっとする。また、是正措置を行えるようにする。この4つの原則を改めてここで確認させていただいております。

続きまして、4. ということで、大方針、原則を確認させていただいた上で、ご議論いただいておりますテーマについて整理させていただいております。1点目になるわけですが、役務取引の管理のあり方でございます。こちらは輸出管理における新たな課題ということでご議論いただきました。まさに技術の取引に関して、みなし輸出をどのように考えるのか。知識の流通ということ进行管理するのは、各国皆非常に悩ましいということで、国際的にも議論になっていることでございます。

5 ページにお移りください。このような中で、例えばアメリカやドイツなどは、国内において機微技術に関する技術情報の提供が行われる場合にも規制を入れている。このみなし輸出の管理の本質というのは、基本的には国内に今いらっしゃる方で、外国に戻る、そこで活動して、習得した技術はそこで使う、すなわち輸出が時点を超えて既に国内で行われる可能性があるものに対してどう対応するのかというのがみなし輸出の本質ということでございます。

(2)でございます。では、このみなし輸出の課題に対して、日本はどのような形で今対応しているのかというと、こちらはご案内のとおりでございます。日本に入ってきた方、基本的に6ヵ月間は非居住者という立場です。今の体制では、国内における取引は居住者から非居住者に対して技術を提供する場合には許可が必要になりますということで、すなわち6ヵ月間はみなし輸出の対応が行われるということでございます。一方で、こちらの6ヵ月という期間、もしくは性格、必ず帰るという方に対するアプローチの仕方として、やや課題があるのではないかとということです。

(3)適切なみなし輸出管理のあり方ということでございます。このみなし輸出の考え方に対していろいろなご意見をいただいております。例えば、規制という手段で過度にアプローチをしてしまうと、萎縮してしまって日本に来なくなるのではないかとか、日本国内で活動している人たちに必要以上に不便を与えるのではないかとといういろいろなご意見をいただきました。こういうご意見を踏まえつつ、実行性をいかにきちっとした形で、いわゆる懸念のある技術取引、技術提供のようなものをどう抑止していくのかという観点で、制度的アプローチ、制度改正も含めた形で管理のあり方を検討していくことが必要であろう

ということでまとめさせていただいております。

(4) こういった制度改正を行うことを考えた場合においても留意点があるということでございます。すなわち、貨物のケースと違って知識、技術そのものの取引ということになると、産業界が中心となっていた対応から、大学や研究機関も適切な管理を求められていくことになるということでございます。

次のページにお移りください。そのような場合に、例えば大学の場合には、学術の進展を支える。したがって、原則として研究成果は国内外で公開される、これを前提にしているということで、企業における情報管理のあり方と性格がおのずと異なってくる。また、体制も異なってくる。こういった大学や研究機関それぞれの性格、体制の違いといったものも踏まえつつ、規制対象の適正化、明確化とか支援体制のあり方とかといったものを検討していくことが必要ですということでまとめさせていただいております。

続きまして、5. 対内直接投資に関するあり方ということで。(1) 安全保障の観点からの対内直接投資の規制の重要性の増大ということでございますけれども、企業買収などを通じた形で技術が流出していくということも1つ課題になっているということで、各国資本の自由化を進めつつ、対内直接投資について管理をするといった体制をもっています。

一方で、これまでは先進国中心で、そのような自由な枠組みの中で取り組みを進めるということでございますけれども、まさに機微技術の獲得を目指すような懸念主体による投資も行われるようになってきている中で、アメリカ、ドイツ、豪州のようなところも懸念を示して中止命令を出すようなケースも出てきているということです。

(2) 我が国と他国の制度の比較ということでございます。我が国においても、他国と同様に事前届け出において審査を行う形で、一応管理する体制はもっています。我が国のほうでは、できるだけ余り負担をかけないようにするというところで、参入障壁がそれほど高くない比較的モデレートな形の管理体制をしいているということでございます。これによって、対内直接投資をもっとふやしていくことが必要だと思っています。一方で、他国と比べた場合に、外国投資家間で非上場株式の取引が行われるときのチェックがかからないとか、事後的な措置のところは他国の場合と比べるとないというようなところがやや課題になる。

(3) です。国際整合性を確保するという観点から、国の安全にかかわる、まさに機微技術の管理を行うという観点からは是正を行うポイントがあるのではないかとということで、先ほど申し上げました外国投資家間の非上場株式でありますとか、事後的な是正措置といった

ところについて、各国OECD等の投資間ルールとか投資協定というのはございますので、それとの整合性を踏まえた上で、必要な制度的な措置を考えられるのではないかとということで整理をさせていただいています。

(4)です。一方で、留意点ということでございます。まず各国との整合性を図るということと、問題をシャープにしないといけないということで、今私たちが直面している安全保障環境が変わったと、ここにフォーカスすることが必要だろうということで、国の安全を損ねるおそれがある場合のところにフォーカスを当てて取り組むべきであると。その場合に、こういった取り組みについては、予見可能性を高めることが必要であろうということで、審査の際に考慮すべき要素といったものをできるだけ公表すべきではないかと。また、事前届け出の対象についても、国の安全にかかわるところにちゃんと絞りをかけるべきであろうということです。

6点目です。行政制裁・罰則のあり方ということでございます。行政制裁・罰則、現行制度ということでございまして、自由刑、懲役刑については10年ということで、経済関係法としては一番厳しい罰則をもっています。一方で罰金につきましては1,000万円、または輸出価格の5倍ということでございまして、1,000万というのは、不競法とかと比べるとやや劣る。一方で輸出価格の5倍のスライドというのはかなり特有な規定で、こちらのほうで対処するのが基本的な考え方で構成されております。

また、違法行為を抑止するという観点から、違法行為を行った個人または法人に対して、最大で3年間の輸出禁止をかけることができるという行政制裁・罰則の体系をもっているということです。

現行制度の問題点でございますが、比較的このような形で抑止効果を高めようとしているわけでございますけれども、実際の取引においては、例えばある会社が違法を行った、1,000万では罰金としてはきかないということで、輸出した価格の5倍までスライドさせて、まさに最大の5倍を適用した罰金というのも実際に事例として出ています。一方で、立件できたのが1件だけで、複数の取引をやっているのに億を超える取引をしていたという場合には、そのときの罰金は4,500万でございまして、実際のところほとんど痛手がないということで、抑止効果がないところもある。

また、行政制裁についても、3年間の輸出禁止というのは極めて厳しい。過去、最大3年間の輸出禁止も出したことがございます。一方で、法人、個人を指定したとしても、個人の方が新しい会社を立ち上げたとかといった場合には、その新しい会社は行政制裁の対

象外ということで、行政制裁逃れが発生してしまう問題があるということでございます。

9ページにお移りください。こういった形で本当に抑止効果があるのか。この小委員会の場合でもご指摘いただきましたけれども、こういった制裁機能が弱いことによって、世界のループホールとして日本が狙われてしまうのではないかとご指摘をいただいております。こういったものに対応するために、例えば罰則については法人重課を導入する。例えば、不請求防止法の場合は10億円、独禁法の場合は5億円という形で法人重課が入っている。これを加えることで罰則の抑止力を高めるべきではないか。

また、行政制裁逃れ、これはなかなか難しいのですけれども、行政制裁逃れを意図してほかの法人を使うような、行政制裁を受けた個人が新しい法人を立ち上げるようなケースについて、そこをとめることはできないか。このような制度的な対応を行うことで抑止の効果をきちっと高める。機微技術の管理を徹底してもらおうといった制度改革を行うべきではないかということでございます。

7点目、輸出者等の負担軽減や中小企業等に対するアウトリーチを強化するべきではないかということでございます。安全保障貿易管理の現状ということございまして、こちらもちらでご議論いただきましたとおり、経済活動はグローバル化しているということで、輸出管理につきましても、各企業さん各国と取引している中で、日本企業さんもほかの国の輸出管理の枠組みに応じた取引をしないといけない。また、日本企業と取引をしているアジアの国々、ヨーロッパの国々、アメリカの国々もまた日本の輸出管理制度を踏まえて取引をしないといけないということでございます。このとき1つ課題になるのが、規制対象品目等のカテゴリーの構造が日本だけちょっと異なっているということございまして、こちらが実際に管理を難しくしていて、ミスを誘発するとか負担が発生しているというご指摘をいただいております。こちらを見直すことは必要ではないのか。また、こちらでも中小企業、大学といったところにおける取り組みをもっとサポートして、きちっとやってもらえるように支援をしていかないといけないのではないかというご意見をいただいております。

したがって、(2)でございますけれども、国際輸出管理レジーム、規制のカテゴリーは4つのカテゴリーが別になっていて、日本では実はレジームを踏まえたカテゴリーのつくり方をしているのですけれども、EUなどではレジームではなくて、品目をベースにカテゴリーを構成しているということで、これを踏まえた形のカテゴリー構成の変更を図るといったことを検討するべきではないか。また、中小企業や大学へのアプローチを強化し



ていくべきではないか。先ほどご紹介させていただいたような形で私たちも取り組みを強化していきたいと思っています。

こういった取り組みを進めていく中で、一方でカテゴリーが変わると、以前こちらで説明させていただきましたが、実は国際レジームごとに罰則の水準が違っていたりするというのがございまして、品目ごとにすると、罰則の水準のところはわからないままぼんと扱っていく。これはこれで非常に危ないということでございまして、機微度に応じた管理を輸出者の方々にきちっとやっていただくこともお願いしていかないといけないということで、遵守基準のようなものもそちらにあわせた形で見直しを図っていくべきではないかという形で整理させていただいております。

(3)こういった取り組みを進めていく際の留意点でございますけれども、今申し上げたようなお話は、政省令以下、極めて詳細な規定でございまして、多くの細かい内容が書いてある。このところについて、当然のことながら見直しをすると、輸出管理されている方は現場に非常に大きい影響が出る。円滑に新しいカテゴリー構成に移行するといったことは準備も相当必要であろうということで、時間軸は適切に設定しないといけない。また、ミスがあってはいけないということで、産業界の方々、大学、研究機関の方々とよくよく意見交換をさせていただいて、慎重にきちっと進めていかないといけないということで、留意点とさせていただきます。

最後、こちらを踏まえてまとめでございまして、こういった取り組みをすることで、いわば国際化を進めていく際のインフラを整えていく。こういった措置をとるべきではないかということで整理させていただいております。

本日、こちらの中間報告（案）につきまして、ご欠席の釜委員よりご意見をいただいておりますので、そちらを簡単に読み上げさせていただきます。技術流出の防止に関する意見メモ。釜和明委員でございます。

まず、技術の国外流出に対しては、欧米諸国と同水準の防止措置を講じることが肝要である。他方で、それを意識する余り企業等にいたずらに負担を課して、諸外国との貿易投資を阻害するようなことがないように留意すべきであるということでございます。これを機に現行の規制全体を見直し、不要なものは撤廃、緩和することによって、官民双方の限られた資源を真に守らなければならない技術情報の管理に集中すべきではないかということです。

政府においては、引き続き経済界の意見を聴取するとともに、政府が有するインテリジ

ェンスを活用した実行性の高い対策を検討されることを望む。また、省庁の枠を超えた各種施策の継続的な評価改善を期待するという事です。

安全保障貿易管理につきましては、6ヵ月という短期間で非居住者が居住化し、規制対象から外れてしまうことへの対処等、違法輸出に対する罰則・行政制裁の強化の必要については同意できる。一方で、2009年の外為法改正で行った国内取引への規制の明確化のようなことにつきましては、技術流出の防止効果の検証が必要であろう。そのようなプロセスを通じて、企業、大学等に過度に負担をかけることなく、適切な役割分担のもとで政府として総合的かつ実行性の高い技術流出対策を講じることが可能となるのではないかとということです。

外国による意図的な技術の持ち出し、窃取を未然に防ぐための企業の限界費用は既に著しく高い。輸出者等遵守基準の強化といった形で現状を上回る管理を企業等に課したとしても、その費用対効果は高くないのではないかと。むしろ技術流出を未然に防ぐという初期の目的を達成するために、政府みずから規制の実行性を高めるため、要するに取り組み強化を支援することとかになってくると思うのですけれども、措置を講じる必要があるのではないかと。また、具体的には、インフォーム要件によるキャッチオール規制のようなものも不可欠ではないかということです。

続きまして、規制品目番号体系につきまして、まさにこれはカテゴリーの構成ですけれども、カテゴリー体系をEUのそれに準拠する方針が示されたことを歓迎する。具体案の策定及び施行までの準備期間の設定に当たっては、経済界の意見を十分に聞いていただくようお願いしたい。この機会に国際レジーム合意の国際法令への可能な限り早期の反映を期待したいということです。

対内直接投資につきましては、外国企業による我が国企業の買収等によって重要な技術が安易に海外に流出することのないよう、政府による何らかの歯どめ措置が必要であろうと。変更、勧告、命令が遵守されているかどうかのモニタリングの仕組みや違反に対する措置を強化する必要があると考えている。また、並行して、アメリカの対米外国投資委員会（CFIUS）の審査に関して、考慮すべき要素なども参考に、現行の審査基準をさらに明確化することが考えられる。加えまして、外国投資家とのミティゲーションアグリーメントの締結、技術導入契約の締結等の届け出の廃止などについても、今後検討すべきであるということでございます。

釜委員から以上のご意見をいただきました。私からは以上です。

○白石小委員長　　どうもありがとうございます。釜委員のご意見につきましては、お気づきのとおり、先ほどの中間報告(案)に反映されているのではないかと考えております。それから、第1回委員会において、安井委員がご発言されました別途提出済みのご意見、それから今回、日本私立大学団体連合会から提出がございましたご意見は、参考資料として配付させていただいております。

それから、三島委員提出の資料は、前回提出資料と同じものでございます。これについては、事務方のほうで検討をお願いしたいと思います。

それでは、これから自由に議論していただきたいと思います。中谷委員、どうぞ。

○中谷委員　　本中間報告(案)は、国際環境が厳しくなっている中で、企業、大学、外国人にも十分配慮しつつ、不可欠かつ適切な安全保障貿易管理の対応を進めるというバランスのとれたよいものとなっていると思います。

安全保障貿易管理は、日本にとってのみならず、国際社会における法の支配にとっても重要であり、我が国が安全保障貿易管理の抜け穴にならないように必要な対応をとることは、日本にとっても極めて重要な責務であると考えます。

その意味でも、特に、例えば法人重課10億円なら10億円等、罰金スライド規定の両方を設けるといったこと及び別法人を設けて無許可輸出することを防ぐといったことが特に重要であると考えます。また、中小企業や大学へのサポート体制を強化していくことも、真の意味では実効的な安全保障貿易管理の推進にとって非常に重要であると考えます。

以上です。

○白石小委員長　　どうもありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○安井委員　　C I S T E Cの安井です。

今回の中間報告(案)は、今まで当委員会で議論されてきたこととおおむねよろしいかと思えます。また、C I S T E C、日本機械輸出組合、日本貿易会の3団体連盟で提出した意見書の内容も酌み取っていただいているようであり、感謝申し上げる次第です。提出した意見書等とも重複する点がありますが、一部気づきの点もあり、今後の経産省殿による法制化等の具体的なアクション導入につきまして意見を述べさせていただきます。少し長くなります。釜委員のコメントとも一部重複する部分もありますが、お許してください。

初めに、みなし輸出管理についてですが、入国後6ヵ月以上の自然人が管理対象から外れるという問題に対処することが必要であることは理解できます。具体的な改正案につい

ては、今後引き続き政府内で調整がなされると思いますが、現行のリスト規制とキャッチオール規制のフル適用との枠組みを前提とするのであれば、期間としては5年を上限としていただくようお願いしたいところです。

その上で、欧米にも多くの例外措置があることも踏まえ、さらに管理対象を真に必要な範囲に絞り込むことの検討もお願いしたいところですが、その際には外形的に明確な峻別基準を設定していただけるようご配慮をお願いいたします。

この点に関連してですが、5ページの中ほどに、当該外国人が日本に戻ってくる場合、当該外国人みずから許可申請を出してくることは期待できず、国境管理によって技術情報の流出を管理することは困難であるという記述についてです。前回の法改正でボーダー規制が導入されて以降、経産省からは大学、研究機関等に対して、留学生や研究者が帰国する場合には、外為法上の許可が必要な場合がある旨の注意喚起をするように指摘がなされ、経産省のガイダンスにも記載されています。

大学や研究機関もまた、これを受けて出口管理として取り組んできていると聞いております。そういう中でこの記述を読みますと、ボーダー規制や出口管理をご当局自身が否定的に捉えているかのような印象を受けますし、長年取り組んできている関係者としては釈然としないとの意見もあるように聞いております。

ボーダー規制の実行性を少しでも高める努力を官民連携して行いつつ、その補完のためにみなし輸出規制を最小限の範囲でかけるのが筋道だと思いますので、ご配慮をお願いできればと思います。

みなし輸出管理においては、官民の適切な役割分担が重要と考えます。日本で活動する外国人については、政府によるビザ発給の時点で一定の安全保障上のスクリーニングはお願いしたいと思います。1月17日に法務省より、ポイント制で永住権を最短1年で与えるとの方針が発表されていましたが、一旦ご当局によってビザが与えられたものについて、民間サイドで相手の身元や利益等の背景、懸念の有無を調査、把握することはプライバシー保護等の関係もあり、実態上はかなり困難があると思われます。

また、対日有害活動においては、日本に定着したものをリクルートするケースが少なくないと伺っており、日本での滞在期間の長短や滞在資格等、余り関係がないように思われます。その意味では、ご当局もインテリジェンス情報等を踏まえたインフォーム主体のキャッチオール規制は有効と思われますので、そのような手法による政府としての役割発揮もお願いしたいところです。

いずれにしましても、悪意のものは幾ら規制を厳しくしても守れるわけではありませんから、規制強化によって善意の輸出者の管理負担がふえるばかりで、規制の実行性が上がらないという事態にはならないように、制度設計に当たってはご配慮をお願いいたします。

次に、輸出者等遵守基準における技術情報管理に関する規定の追加についてです。その趣旨は、現行基準にある該非確認責任者の配置と該非確認手続を定めるとの規定の補完的位置づけだと理解しております。この趣旨であれば理解できるところです。

ただ、他方で、現行の遵守基準での該非確認に係る義務は、C P（コンプライアンス・プログラム）を定めている多くの大企業では、それぞれの輸出、移転実態を踏まえて、適切に履行されているものと考えております。これはE Uのカテゴリー体系に移行したとしても同様です。そういう中で対応が十分でない中小企業への指導に引きずられて、画一的な管理のやり方を大企業にも指導されることになると、かえって混乱を生じ、多大な管理負担が生じかねません。

このような状況から、今回の追加規定については、第1回の審議資料にもあったように、各輸出者において輸出、移転が想定される品目、技術を対象とした努力規定であり、C Pを踏まえて適切に現行の該非関連義務を履行している企業等に、その適用や一律の管理指標を強いるものではなく、それぞれの実態に応じた自主管理に委ねられるものと理解しております。

次に、規制対象のカテゴリー構成の国際標準準拠についてです。この方針につきましては、画期的な話であり、経産省ご当局と委員の皆様にご深く感謝申し上げます。他方、各企業においては、システムの抜本的変更に多大なコストと時間がかかります。また、システム事業者が提供するレディメイドのシステムをカスタマイズして利用している企業も少なくありません。そして、前提として経産省殿による電子申請システムの変更も必要です。

こういった事情を考えますと、よほど慎重に官民ですり合わせをしながら作業を進める必要があります。幸い、本件は政省令マターですので、法律改正の交付、施行時期とは切り離して検討できると思われまますので、格段のご配慮をお願いする次第です。

最後に、中長期的課題についての継続的検討のお願いです。今回は、当面の喫緊の課題についての検討でしたが、やはりいずれは法体系全般の見直しに向けた検討も経産省ご当局にお願いしたいと思います。中長期的課題については、既に数年前からC I S T E Cで整理し、経産省殿にはご検討の要請を続けてきております。その中には米国のような公知

概念のもとでの基礎研究概念の課題も含まれています。ご当局としてなかなか対応が難しい面があるという事情は理解できますが、戦後何十年にもわたって政省令、告示、通達、Q & A等で継ぎ足しを続けてきた外為法体系や条文は複雑で、必要以上に難解です。強力な規制立法である割には、法律として規定されるべき基本的事項が規定されていないなどの実態もあり、経験の浅い輸出管理担当者では理解が難しく、海外拠点の担当者に法文の英訳をそのまま示しても、理解はほとんど困難です。この点、欧米諸国の条文は、そのまま日本人でも規制内容が理解できますから対照的です。

ドイツは、つい二、三年前に国際競争力強化の観点から、輸出管理法の抜本的簡素化、体系見直しを実現させています。EUもまた2011年から明確で統一的な運用を担保するとの目的に立って制度改革に取り組み、昨年9月末に規制の全面改定案を公表し、現在EU議会等で審議中です。経産省殿には、この数年の間に通達の抜本的な整理統合や大幅な規制合理化を実現していただき、今回、規制番号体系の国際標準準拠の方針を打ち出させていただきました。その次のステップとしては、安全保障ニーズをより実効的に担保できるような全体的法体系の見直しを検討課題として、いずれ正面から取り上げていただけることを切に要望申し上げる次第です。

発言が長くなり申しわけありませんでした。私からは以上でございます。

○白石小委員長　　どうもありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。三島委員、どうぞ。

○三島委員　　国立大学協会の意見として、参考資料1を出してございますけれども、それについて今回の中間報告との関連をご説明しておきます。

大変よく中間報告をまとめていただきまして、ありがとうございました。参考資料1をおあげいただきますと、国立大学協会としての留学生対応を中心としたことが4点書いてございます。

1番目が、国立大学の国際化の基本方針として留学生をふやすという大前提がございますので、それに阻害がないように十分配慮すること。これはもう書き込んでいただいているかと思います。

2番目の、規制の内容は主要先進国との整合性がとれたものとなるよう十分配慮すること。これも報告の中に盛り込まれていると思います。

3番なのですけれども、規制の運用に当たり、大学に過度の責任や負担を課すことのないように十分配慮しというところも報告の中に盛り込んでいただいているのですが、特に

3段落目ぐらい、明確でわかりやすい基準の設定については、現行の制度でも公知の技術、あるいは基礎科学分野の研究活動に伴う情報の提供が安全保障貿易管理の規制対象から除外されているのですが、その辺の定義のところ、やはりまだいまいちすっきりしていないところがあるかと思いますので、4段落目のところにあるように、特許法における公知概念、あるいは著作権法における公衆概念を踏まえて公知というものの、それから大学の学術研究活動としてどういう判断をみなし輸出にするかというところについては、引き続きよく検討したいと思います。

~~4.~~4番目に、こういうことを進めていく上で大学との継続的な経産省との連絡、相談をしながら進めるということが書かれておりますので、今のところを注意して進めていただければと思います。大変ありがとうございました。

○白石小委員長　　どうもありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。菱山委員、どうぞ。

○菱山委員　　それでは、続きまして、日本私立大学団体連合会の推薦から菱山がご説明させていただきます。本日、参考資料3をおもちさせていただきました。お聞きください。

私ども私立大学団体連合会といたしましては、先ほど三島先生からのご指摘にもございましたように、国立大学協会の文書に示された内容と考え方の基本は同一でございます。したがって、国立大学協会発の文書の内容に基本的に賛同しております。その上で、以下3点ばかり私どもから懸念される事項ということで言及させていただければと思います。

まず1点目は、留学生や外国人研究者受け入れに関する輸出管理審査の厳格化と負担増という問題でございます。本日の中間報告の資料の中で、輸出管理アドバイザー派遣等の体制構築支援の施策ということを盛り込んでいただいているかと思います。このようなありがたいご支援をいただく中で、特に私立大学はマンパワーも乏しく、また初回の資料にもございましたとおり、安全保障輸出管理に関する知見が必ずしも十分ではないような大学もあると見受けられております。

そうした中で今後、学内の輸出管理、あるいは許可申請手続等が負担増となりますと、大学自身がみずからリスク回避のために海外交流の機会を縮退させるような懸念も招かないとは限りません。こうした点で、特にさまざまな手続の負担増への特段の配慮を頂きたいと考えております。

2つ目が、外国人による日本の大学での研究活動への支障と大学の国際競争力低下の懸

念という問題でございます。本日、中間報告の中で、日本の国際化の推進は国としての大原則であり、今後も加速していくということを記載いただいております。この考え方を改めて共有させていただきまして、日本の大学に留学、あるいは日本に来て研究活動に従事する外国人の方々が必要以上に躊躇することがないように、あるいはハンディーが及ばないようにご配慮いただきたいと思いますと考えております。

資料2枚目になりますが、留学生や外国人研究者への実態としての生活への影響を懸念しております。この点でございますけれども、現在のところは法律的には非居住者、居住者の扱いを区別するものではないというような事柄に関しても、実態として、例えば金融機関等が過剰な萎縮によって、法令で定められた範囲を超えてリスクを避けるような運用をする事例がみられます。具体的には、留学して間もない学生が金融機関で銀行口座を開設しづらい、あるいは、その他、国民健康保険の加入といった点でも不利益が生じているような事案があると聞いております。どの程度影響が及ぶのか、その直接的な影響だけではなく、間接的な影響についても入念かつ十分に丁寧な検証が必要かと考えております。

現在でも安全サイドへのリスクを避けるような運用行われているさまざまな具体的な生活上のケースがございますので、そうした点についてもぜひご考慮いただきまして、ご配慮いただければと思っております。

最後に、三島学長からもありましたように、公知あるいは基礎技術といったものについての定義、解釈については、わかりやすい基準の設定が必要です。実際に運用の前面に立っているのは理工系の研究者です。こうした理工系の研究者が公知あるいは基礎技術というものに対する定義、あるいは解釈を適切に理解して、判断に迷って過度なリスク回避に向かわぬように、ご配慮を求めています。そうした点での包括的な輸出管理アドバイザーの派遣というお話がございましたけれども、こうした点でもこれからアドバイスいただけることを期待しております。きょうはありがとうございます。

○白石小委員長　　どうもありがとうございました。ほかに何かございますか。青木委員、どうぞ。

○青木委員　　中間報告は、座長の4原則に基づき、またこれまでの議論に基づいた非常に納得のいくものだと思います。特に6. 行政制裁・罰則のあり方の見直しについてというところで、(3)抑止効果の高い行政制裁・罰則に向けた制度改正の方向は、今できることとして非常によいものだと思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

また、2点目として、2009年に外為法25条の改正があった後、各部署でいろいろな努力



がなされてきましたし、大学にいる人間として大学での努力も、不十分ではあったかもしれませんが、進められてきました。その何がよく、何が不十分であったのかという評価をここで一旦行い、みなし輸出についても、外為法で規制できることとそれ以外の措置が必要なことなどを一度検証する必要があるかと思います。

最後に、今、安井委員のご意見を伺いまして、現場の最前線で責任をもって当たる主体のご懸念やお考えをいただきまして、非常に蒙を啓かれました。納得のいくものだとすることを申し上げたいと思います。

以上です。

○白石小委員長　　どうもありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○渡井委員　　渡井でございます。

中間報告を拝見いたしまして、これまでの議論がとてもよくまとめられていて、私自身も頭の整理ができました。今回の課題は、大きい意味では技術流出についてどのように対応していったらいいのかということになると思いますけれども、安全保障貿易管理と投資規制の話を連携させながら、安全保障をいかに確保していくかということを考えますと、中間報告の中ではみなし輸出についての対応、あとは行政制裁の実行化ということは非常に重要な柱であろうと思っております。

それと同時に、輸出の当事者であるとか、外国投資家との関係でいいますと、規制的なという意味ではなくて、相手に対するアドバイスという意味での行政指導や行政契約といったソフトな手法を通じて、協議や対話ができるようにしておくことが大事ではないかと思えます。

そして、対内直接投資規制について一言だけ申し上げますと、外国人や外資でなければ安全保障上の問題が生じないというわけではないと思えます。前回ご紹介がありましたJパワーの例などを踏まえて考えてみましても、日本国籍のものがあのかのときのイギリスの投資ファンドと同じ行動をとったとしても、やはり問題が生じたはずです。そういった観点から考えますと、投資家からみて内外無差別で予見可能性が高く、透明性が高い制度をより一層努力してつくっていくということが大事なのではないかという感想をもちました。

以上でございます。ありがとうございました。

○白石小委員長　　ありがとうございます。それでは、次に今井委員、佐藤委員の順でお願いします。

○今井委員　今井でございます。

私もきょうの中間報告（案）について賛成するものであります。特に6の行政制裁・罰則のあり方につきましては、中谷委員を初めといたしまして、委員の方々からも賛成のコメントが出ておりますが、若干補足的に意見を申し上げたいと思います。

6の現行制度の問題のところ、罰則と刑罰と行政制裁について、どちらもまだ違反行為を抑止するには適切でないのではないかという指摘がありまして、私もそのとおりだと思います。刑罰の上限を上げていくためには、罪刑法定主義という原則がありますので、より厳しくみていく必要がありますけれども、ここにも書いてありますように、継続的に違法な技術流出が行われているような場合に、違法行為が発覚し、摘出していくことはなかなか難しいので、例えば5回同じような違法行為をしていて、1回だけみつかったというときに、その回だけに着目して罰則をかけたとしても、なかなか将来にわたって同種の行為を抑止することはできません。

理論的にいいますと、発覚する可能性の逆数を通常得られると思われる利益額に掛け合わせて掛算刑罰としての罰金刑の上限を決めていくことになるのすけれども、その観点からみましても、現在の罰金額のレベルは低きに失するのではないかと思いますので、ここに書いてありますが、不競法等、類似の制度の改正の状況を踏まえて精査をしていただきたいと思います。

他方で、行政制裁については、先ほど奥家課長からもお話がありましたけれども、行政制裁逃れをするために形式的に法人格を変えていくという事案も散見されるわけですが、行政制裁、行政上の目的達成のために効果的な手段をとるためには、そういったいわば法の濫用的な行為については、今後、より果断に処遇できるような制度の調整をしていただきたいと思います。

以上です。

○白石小委員長　どうもありがとうございます。佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員　私も今回の中間報告（案）については、これまでの問題の背景と現状認識を十分に踏まえた上で、対処方針と方法が含まれていると思います・賛同するところであります。

ただ、1点だけ少し気になる点があります。これは皆さんの議論の中でも既に出された点ですが、みなし輸出の問題であります。みなし輸出の規制は、大学や企業の活動をいわば内部から規制するような手法でありますので、そこで今までご懸念がいろいろ出された

ように、企業活動、大学における研究活動を萎縮させるのではないかという指摘があるのも当然だと思います。今回は無理にしても、みなし輸出が安全保障貿易管理のループホールになって技術流出が進むことに対し、地塊相らに何らかの対処方法を考案しなければならないのも事実だと思います。

そういう意味で、みなし輸出の管理を、法規制や政省令を通じた管理が現段階において難しいのであれば、経済産業省も企業や大学がみなし輸出に対する懸念を払拭できるような、何らかのセーフガード措置やセーフティーネットを準備することが、最初の段階としては必要なのではないかと考えております。

もう一点、最初の資料で輸出管理アドバイザーを大学に派遣する事業をご紹介いただきました。平成29年度予算で執行できるのは、非常に素晴らしいことだと思います。その運営において、今後輸出管理アドバイザーの制度化が進むのですが、アドバイザーの資質や指導のクオリティーを担保していくのは非常に重要な課題だと思います。

日本は、官民協力の方式として、世界でもその活動に対する評価が高いC I S T E Cを通じた、C I S T E Cモデルといわれる方式を成り立たせた歴史があります。今度設立される輸出管理アドバイザーの制度も、世界のモデルとなるものに発展させていくべきと思います。そのために、先ほど申し上げた、アドバイスの質を担保するために、シンクタンクなど、アドバイザーのクオリティーを統一できるような制度を設計していくべきだとも思います。

以上でございます。

○白石小委員長　　どうもありがとうございます。では、三神委員。

○三神委員　　今ご指摘がありました輸出管理アドバイザーなのですが、現状、これは人員、あるいは一定のクオリティーに達成するまでにどのくらいのトレーニングや教育期間が必要かということを最初にご質問させていただいてもよろしいでしょうか。

○白石小委員長　　いかがでしょうか。

○奥家課長　　アドバイザーにつきましては、これからまさに制度をどのようにしていくかということで検討していこうと考えておりますけれども、もちろんゼロベースで育成をするというよりは、これまでもいろいろな大学であるとか企業であるとかでご活躍いただいている方は多くいらっしゃいますので、そういった方なども念頭に置きながら、アドバイザーとしてお声がけしていくことを想定しております。そういう意味では、ベースはある方ということをご前提に考えております。

○三神委員　ありがとうございます。既に中小企業に対しては、軍事分野に輸出しませんかというようなスカウトの電話がたどたどしい日本語で突然直接かかってくるということが地方都市も含めてほうぼうで起きておりまして、中小企業側がそれに対してどうしていいのかわからない、無自覚であるという現状がございます。恐らく大学に対する派遣はもちろん重要なのですけれども、近々の課題として、いかに早く中小企業にリーチを広げるかというところがあるかと思えます。

中小企業全体で個々に周知するという形は現実的ではございませんので、地銀経由で周知活動をしていくのも策かと考えます。融資側としては外為法違反は破綻リスクのある融資先を抱えるということになりますので、彼らにとってもメリットがあると考えられます。こうした運用面で、優先順位の高いものから制度ができ次第、早目にスタートさせていただけたらと思えます。

それと、私は詳しくない分野ですので誤りがありましたら申しわけないのですが、みなし輸出について、6ヵ月の居住者の基準を厳格化していくというところは基本的に賛成なのですけれども、今一方で、高度人材の永住権の獲得条件を緩和する制度が並行していると思えます。受け入れ時点でのバックグラウンドチェックなど、文面の書きぶりの中で帰国が前提となっている現状が、永住権を取得したらどうなるのかという誤解を生む可能性がありますので、この記述を並行して走っている制度改正部分と整合していく必要があると感じました。

それと、ほかの方からもご指摘がありましたが、では、日本国籍であれば問題ないのかという問題に関しては、国籍取得に際し、一部で例えば末期の病状の方との間の婚姻をブローキングするような業界があるなど穴をくぐる動きと思われる例も散見されるため、こういった部署の管轄のリスクも叩いていく連携が非常に重要であろうと感じております。

また、技術単位で管理することで、恐らくカバーはできるかと思うのですが、現状では、個人単位での管理も無視できないものになっております。ヘッドハント会社経由でキーとなる技術者をいかに引き抜くかは昔からあることなのですが、ヘッドハント業界は、恐らく安全保障貿易管理という切り口を意識していない例がまだまだ多い印象ですので、周知対象に入れたほうがいいのではないのでしょうか。もちろん、大企業にご所属の方は、辞退するよう事前に注意喚起受けている例もあると思いますが、やはり中小企業の中でも中堅クラスのレンジになってくると、まだまだ対応が不十分になってきます。OBなどが引き抜かれ、機密が漏えいした後では遅いという問題がございます。

もう一点、文脈が少し異なるのですが、高度人材の獲得競争という切り口で、今、欧米ではPh.D取得者のリスト化を始めております。調査不足で、私はこれが将来的に、出入国管理にPh.D取得者のリストを使うという予備的な意味を持つのか、単に高度人材の獲得競争というデータベースなのか不明ですが、日本では余り耳にしないものですから、懸案事項としてご報告させていただきます。

以上になります。

○白石小委員長　ほかに。蓑田委員、どうぞ。

○蓑田委員　投資の観点からちょっとコメントさせていただきます。

基本的に委員会の中で議論していただいたこと、あるいは私も申し上げたことは、この中間報告書の中にきちんと反映されていると思いますし、前回も申し上げましたけれども、対内投資は基本的には大原則としてウェルカムなのだという中で、逆にアクセルを踏むからブレーキを踏むというところは非常に明確にさせていただいたということで、これはよかったですと思います。

それで、予見可能性ということが投資については最大の問題なのですが、これについて非常にはっきりと言及していただいたので、確かにこれも形をつくっていくのは本当に大変だと思います。ですけれども、外国投資家だけではなくて、多分国内の投資家もそうですが、何に手をつけたら、安全保障の観点からきちんとその議論をしなければならんという明確な基準を示していただくということで、多分投資は非常にやりやすくなると思います。

ここで言及されていますけれども、非上場株式の外国投資家株間の取引と書いてありますが、先ほどからいろいろ出ていますが、悪いことをしようとするやつはどんな形をとっても悪いことをしようとするわけで、形式上満たしていても、裏で後でいろいろなことをやるという可能性はもちろんあるわけです。ですから、制度として欧米がやっているように、事後的にもいろいろなことをフォローしていけるような形はとる必要があるでしょうし、最初の投資のときにきちんと約束事を決めて、こういうことをやったらいけないのだということも機微の技術をもっている企業を買うときには恐らく当局との間でやりとりをしなくてはならない。むしろそのように決めておいたほうが後から問題にならないだろうと思います。

もちろん当たり前のことですが、なぜ外国投資家が、あるいは投資が起こるかという、その情報、あるいは企業自体のノウハウが非常に魅力的だからです。だから、魅

力的なところに入ってくるので、それを余りにもブロックしようというようにやると、日本は買うものないねということに当然なるわけで、魅力的だからこそ投資が入ってくるということですから、逆にそういうことが起こることを前提に、何はやってはいい、何はやってはいけないということをはっきりしておかないと、投資そのものを壊してしまうことにもなりかねないということだけは申し上げておきたいと思います。でも、中間報告（案）としては私も非常によく書けている報告（案）だと思いますので、よかったと思います。ありがとうございました。

○白石小委員長　　どうもありがとうございます。ほかにまだございますでしょうか。はい、どうぞ。

○南部委員　　今回の中間報告（案）については、皆様方とおおむね同様の意見ですけれども、2点だけ、お伝えしておきたいと思ったことがあります。

1点は、報告書9ページの「(3)抑止効果の高い行政制裁・罰則に向けた制度改正の方向」というところで、輸出禁止命令を受けた法人の責任者が別法人の事業の運営権を新たに得て、同様の業務を継続しようとするのを防止するための禁止措置をとれるようにすべきであるという点についてです。第1回会合で、ある法人の責任者が、違反の時点で既に別法人の責任者でもあるという事例があって、既にある別法人を通じて輸出が継続されてしまったというような事案のご指摘があったと思います。9ページで立ち入り検査の権限が付与されて、実態把握を行いやすいような状況にすべきなのではないかという示唆がありますけれども、そういった制度改正を通じて、ループホールとなっていた点についても対処できることを期待したいというところです。

あともう一点、最後の10ページ目の上から2行目にあります輸出管理体制を十分に整備できていない中小企業や大学等へのアウトリーチ活動についてです。大学に対してアドバイザー事業が導入されるということなのですが、三神委員から中小企業に対してもアプローチが重要であるというお話がありました。外為法の違反を好んでする方というのは、基本的にはいないわけです。ただ、知識が十分でないので、つい違反してしまうということがあるのだと思うのですが、違反のおそれがあること自体も知識がなくて気がつかない。うっかりそういう方向に行ってしまうというようなことを避けるために、過去の違反事例のもう少し具体的なところを、違反企業を特定する形ではなく、情報開示していただくことはできないのかなと思います。

というのは、イメージとして、振り込め詐欺などでは、通常知らない人から電話がかか

ってきてお金を振り込めといわれても払わないでしょうと、結果だけを聞けば思う方もいらっしゃるかもしれないのですけれども、実際にはいろいろと大がかりな仕組みがあって、図らずもそういう被害に遭ってしまうということで、いろいろな具体的な事例の紹介を通じて注意喚起がなされていると思うのですけれども、外為法の違反に関しましても、具体的な事例の紹介を通じて、より注意喚起がしやすくなるのではないかと、意識しやすくなるのではないかと思った次第でございます。

以上です。

○白石小委員長　ありがとうございました。ほかにどなたか。はい、どうぞ。

○家委員　私、第1回、2回を欠席してしまいまして、なかなか議論についていけないところがありますけれども、中間まとめを拝見して、皆さんと同じように大変よくまとまっているとの印象を持ちました。もちろん、問題はこれからそれを具体的な制度設計にどう落とし込むかということです。

アカデミアからの規制に伴う負担とか懸念は既に表明されていますので、つけ加えることはございませんけれども、私ども学術振興会としては国際化を推進しておりまして、留学生とか外国人特別研究員、ポストドレベルの外国人を呼び寄せるという事業も行っております。特に近年は、アジア、アフリカからの優秀な人材の呼び込みをプロモートするということをやっておりますけれども、これが今後どういう制度設計がなされるかですが、受け入れるほうの大学としても、余り面倒くさいことをいわれるのならちょっとやめておこうとか、そういうマインドにならないように、あるいは来るほうにとっても、せっかく希望に燃えて日本に来たのに、何かほかの国から来た人とは違って、自分にだけ規制がかかって、自由闊達な研究ができないということになっては負の影響が大きい。そういった情報というのは口コミで素早く母国に伝わりますので。

また、来る場合にも、受け入れ側の教員とコンタクトして、打合せして応募してという準備段階に、一、二年かかります。その準備のために参照すべき公募要領を修正するとなればそれにも結構時間がかかりますので、今後の議論において規制がどういう形になりそうかということが最終案になって初めて示されるということではなくて、途中段階でもどういう方向性であるかという情報をご提供いただけると、それに応じた準備ができるかなと思いますので、よろしく願いいたします。

○白石小委員長　どうもありがとうございます。ほかにございますでしょうか。はい、どうぞ。

○安井委員 C I S T E Cの立場を離れて意見を申し上げたいのですけれども、今、釜委員がおっしゃったことは理解できるし、全くそのとおりだと思うのです。我々投資のターゲットとなる側の民間企業としての意見になると思うのですけれども、私の勤務先の富士通は、米国のエクソフリオ条項のきっかけをつくった会社でございまして、本分科会の議論には大いに関心をもっておりました。買収ターゲットとなるかもしれない日本の民間企業の立場からは、企業価値を高めることが最大の買収防衛策といった資本市場等からの正論——これもそのとおりだと思うのですが——をいわれると、国家安全保障というキーワードで買収防衛、あるいは買収のターゲットとなったときにどうこうしてほしいということは保身目的のようにとられてしまって、なかなか言い出せないのではないかと思います。

実際、日本では、かつてそういった議論をすることがタブー視されていた側面があるように個人的には感じておりました。しかし、我々のような民間企業も国家安全保障に寄与し、政府と二人三脚で推進していきたいというように真剣に思っています。本来なら、日本の民間企業も平時から自分の資産というか持ち物を国家安全保障の観点から整理して、適正に管理していくことはやはり重要ではないかと思っています。そして、そうした施策をやることは、最近、特に脅威を増してきた他国からのサイバー攻撃などからも国家の安全に係る情報や技術等を守ることに有効なはずだと思っています。

日本政府には、そういった面での雰囲気醸成というか、フランクに企業と話し合えるコミュニケーションをお願いしたいところでありまして、今回の分科会のような試みは、その大きな第一歩だというように私自身はすごく評価というか、ありがたいと思っています。今後ともご指導をよろしくお願いいたします。

以上です。

○白石小委員長 どうもありがとうございます。ほかにございますでしょうか。まだ少し時間ございますが、よろしいですか。では、奥家課長から。

○奥家課長 いただいたご意見の中で、幾つか中間報告のところにかかわることとして、私たちからのコメントということでさせていただければと思うのですけれども、安井委員から、恐らく5ページのところではないかと思うのですが、当該外国人が日本に戻ってこないということ、今まで取り組みをしているのだしというお話をいただいたわけですけれども、まさに2009年の改正の後に国内取引は規制対象ですということを法律上で明確化した。まさに私たちも説明会で、そこをかなり集中的に説明してきてい



ます。海外でも説明をしていますし、国内でもこれをよろしく願いますという形で、まさにDay for ACADEMIAとか、大学へのアプローチが強くなっていったのもそういったことなので、そのところは取り組みを強化しています。実際に輸出許可申請もいただいているということで、そこは効果が出てきていると思っています。ただ、現実としてこういうことも発生し得るし、各国みんな気にしているという文脈で書いていたということでございますので、そこはちょっとご理解いただければと思います。

続きまして、三神委員からお話のあった永住権との関係のところですが、実は、ここは本国に活動のベースがあって、取得した技術をそこで使うというケースについては、永住権を獲得された方は活動の基盤が日本に移ることになるので、したがって、そういった方々は対象からは抜けるイメージであります。これ、実は各国みなし輸出のところについても、例えばドイツであれば、一応、外国人はずっと対象なのですけれども、5年たつと在留許可、ずっと住める許可をとれることになるので、事実上5年で管理をしているような世界になっているので、技術を使う活動の基盤がどこにあるのかというところがポイントになってくる。永住権を獲得される方は、その技術を使って日本で今後事業活動をしていく方になっていくので、それは輸出を準備しているというようにいうにはちょっと問題があるだろうと。

日本人の場合はどうなのかというご指摘をいただいたのですが、実は現行でも2年以上海外に滞在していた日本人の人が戻ってきたら、6ヵ月間のいわゆる非居住者対応になって、みなし輸出対象になっているというのも現状でございます、そこは内外の差別の対応をとっているということでございます。したがって、ご指摘をいただいたところは、ここも踏まえた形で一応記載させていただいていたつもりでございます。

私からは以上です。

○白石小委員長　それでは、ほかに何かございますか。もしないようでしたら、まだ少し時間ございますが、この小委員会の中間報告（案）の扱いについては、先ほどいただきましたようなご意見も反映させる形で、私、小委員長一任ということで整理させていただくということでいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

どうもありがとうございます。それでは、そういう形で進めさせていただきたいと思えます。では、飯田部長。

○飯田部長　貿易管理部長の飯田でございます。

今回は3回にわたりご審議いただきまして、まことにありがとうございました。また、きょうは中間報告（案）ということで、原則として皆さんにご賛同いただいたということではあるのですけれども、各委員から、これから実施に当たって留意すべき点について多くのご示唆、ご意見をいただいたと思っております。

今回はみなし輸出、それから対内直接投資、罰則・行政制裁の強化、それから中小企業、大学を含めた取り組みの強化といったところでアウトリーチということで議論いただいたわけですが、きょうも議論の中でいろいろ現場の実態に即して考えた場合、あるいは現実に世の中で起こっていることを考えた場合に、私ども自身も今まで意識していなかったことも含め、機微技術流出防止のための方策について、広範に皆様方からご意見いただきました安全保障貿易管理に関して、今後制度改正する場合、あるいは現状の制度を周知徹底する場合の留意点について御意見いただきました。また、各委員からご指摘いただきましたけれども、いわゆる外為法に閉じずに、ほかの政府の施策とも連携しながら、いろいろな形で抜け穴となるようなものを機微技術流出防止の観点から埋めていくということで、政府全体で取り組む必要があるということを改めて実感しております。

私どもは、外為法担当部局として最善を尽くすということではございますけれども、本日いただいたご意見の中には、外為法だけではなくて、ほかの施策と連携しながら対応をとるべきであるというご意見もいただきましたので、中間報告ということに閉じずに、全体として国際化の進展と安全保障の観点からの機微技術流出防止のアクセルとブレーキということで、今後さらに施策を充実させていただきたいと思っております。

もう一点は、最後に安井委員からも、小委員会という形で続けるのか、あるいは別の形かは別として、ある意味公開の場で関係の方々が一しっかりと意見を交わすということが重要であるとの指摘がありました。最終的な規制の内容に透明性があるとか予見可能性があるということだけではなくて、議論のプロセスそのものも関係の皆様方のご意見が反映できるように、可能な限りオープンでいろいろな方の意見を受けられるように進めていきたいと思っておりますので、この点もあわせて引き続きよろしくお願ひいたします。どうもありがとうございました。

○白石小委員長　どうもありがとうございます。

それでは、これで第3回安全保障貿易管理小委員会を閉会したいと思います。本当にどうもありがとうございました。

—了—